

広域行政制度と 関西広域連合について

平成23年7月1日

奈良県知事 荒井正吾

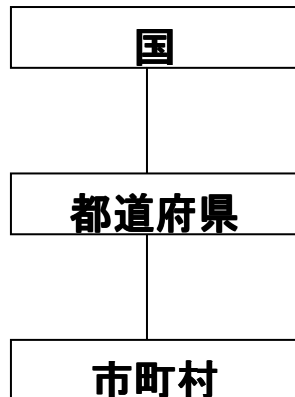
1. 我が国の行政組織

(1) 明治時代 (M21市制、町村制、M23府県制)

- ・都道府県：市町村の監視・統制
- ・市町村：国政事務の執行

(2) 地方自治法改正後 (S31)

3層制の確立



- ・都道府県：国と市町村の中間、市町村を包括する
広域団体
- ・市町村：基礎的地方公共団体

(市町村数)	明治21年		平成23年4月
奈良県	1, 594	→	39
全国	71, 314	→	1, 724

2. 大都市制度

(1) 政令指定都市・・・人口50万人以上で政令で指定する市

(全国19 平成23年4月現在)

(2) 中核市・・・人口30万人以上で政令で指定する市

(全国41 奈良県1 平成23年4月現在)

(3) 特例市・・・人口20万人以上で政令で指定する市

(全国40 奈良県0 平成23年4月現在)

3. 合併の動き

■ 合併の契機

- ① 財政力の強化
- ② 広域的な観点からのまちづくりの展開
- ③ 住民サービスの維持向上

(1) 市町村の合併

名称	年代	全国	奈良県
① 明治の大合併	M21~22	71,314 → 15,859	1,594 → 162
② 昭和の大合併	S28~36	9,868 → 3,472	138 → 48
③ 平成の大合併	H11~18	3,229 → 1,821	47 → 39

(2) 都道府県の合併

- ・ 第10次地方制度調査会「府県合併に関する答申」(S40)
- ・ 「都道府県合併特例法案」(S41) → 反対意見が多く廃案

4. 行政組織の広域化の動き

■ 広域化の契機

- ①生活・通勤圏、商業・経済圏の拡大
- ②スケールメリットを活かした重点投資
- ③市町村、都道府県、国の二重行政、二重投資
- ④国・地方の財政悪化
- ⑤規制緩和

4. 行政組織の広域化の動き(道州制)

(1) 地方制度調査会答申

① 第4次地方制度調査会「地方制度の改革に関する答申」(S32)

- ・府県を廃止し、全国を7～9ブロックとする「地方」を設置
- ・長は、総理大臣が任命
- ・不完全自治体への方向

② 第28次地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申」(H18)

- ・府県を廃止し、全国を9、11、13道州にする3例を提示
- ・長は、道州の住民が直接選挙
- ・国と地方及び広域自治体と基礎自治体の役割分担の見直しが基本

(2) 政府の動き

- ・道州制担当大臣を設置(H18)
- ・「道州制ビジョン懇談会」を設置(H19)
- ・「道州制ビジョン懇談会」中間報告(H20)
- ・「道州制ビジョン懇談会」を廃止(H22)

4. 行政組織の広域化の動き(規制緩和と地方分権)

■規制緩和と地方分権の関係

- ・**規制緩和**・・・産業や事業に対する政府の規制の縮小
(参入・退出規制、価格規制、消費者保護規制等)

※行政と市場の関係をどうするかということ。通常経済界の
中心的関心分野

- ・**地方分権**・・・国と地方の役割分担の明確化、地方
でできることは地方に

※行政事務を国と地方でどのように分担するかということ
統治機構のあり方に関することであり、本来政治の中心
的関心分野

4. 行政組織の広域化の動き(広域連合)

(1) 広域連合制度

- ・第23次地方制度調査会「広域連合及び中核市に関する答申」(H5)
- ・地方自治法改正(広域連合制度創設)(H6)
- ・関西経済連合会が「広域連合関西州」を提言(H15)
- ・関西広域連合の設立(H22)

■九州広域行政機構(仮称)の特徴

- ①国の出先機関の受け皿
- ②構成団体の事務の持ち寄りではない
- ③新たな法律が必要

5. 広域地方行政組織の比較

広域地方行政組織の比較

	課税権	権限付与の態様	府県組織・事務の存廃
道州制	(有) ※	・国からの権限移譲 ・府県の広域的事務 広域的事務以外は市町村に移譲	・府県廃止 ・事務廃止
(関西)広域連合	無	・事務の持ち寄り ・国からの権限移譲	・府県存続 ・広域事務廃止 広域事務以外は府県に存続
広域機構	不明	・国からの権限移譲	・府県存続 ・事務存続
一部事務組合	無	・事務の持ち寄り	・府県存続 ・事務廃止

※()は、現在想定されている考え方

6. 「関西広域連合」に関する 奈良県の考え方

(1) 広域連合の4つの特徴

① 構成団体の事務の持ち寄りが基本

→ 一部事務組合の一種である特別地方公共団体の性格

② 構成団体は広域連合に持ち寄った事務についての権能を失う

③ 課税権がない

→ 独自の財源がない

④ 国の権限・事務の受け皿になれる

6. 「関西広域連合」に関する 奈良県の考え方

(1) 広域連合の4つの特徴

① 構成団体の事務の持ち寄りが基本

- 関西広域連合が河川、道路等の公共事業の予算の配分権を持つ

→ 広域連合の中で予算の奪い合い

議席数が少ない奈良県は不利

- 県民へのサービスが低下

→ 住民自治の観点からは、分権ではなく集権

6. 「関西広域連合」に関する 奈良県の考え方

(1) 広域連合の4つの特徴

② 構成団体は広域連合に持ち寄った事務
についての権能を失う

- ・ 県が主体性・独自性を持って行う方が良い事務がある

例えば、奈良の特徴を十分盛り込んだ独自の
観光プロモーション

- ・ 広域連合の行政事務が増えると、府県との区別がはっきりしないという性格から来る無駄が生じる

6. 「関西広域連合」に関する 奈良県の考え方

(1) 広域連合の4つの特徴

③課税権がない

④国の権限・事務の受け皿になれる

・国の地方機関の丸ごと移譲の際の懸念

→余計な人だけ押しつけられる

予算と権限は十分配分されず

・地方分権は必要

国の権限・事務は積極的に受ける

但し、余計な人員はいらない

6. 「関西広域連合」に関する 奈良県の考え方

(2) 関西広域連合の固有の特徴による課題

- ・全知事の合意が原則
 - 利害が対立する場合、意志決定が遅くなる
- ・責任の所在が不明確
 - 事故が発生した場合の責任も問題
 - 例えば、①道路改修での事故
 - ②ドクターヘリ運行の事故
- ・権限・責任・業務の内容が不明確
 - 根本的な問題

6. 「関西広域連合」に関する 奈良県の考え方

(3) 「関西広域連合」に加入しなくて大丈夫か

- ・関西広域連合の業務は、従来からの連携業務がほとんど
- ・加入しなくても連携・協力関係は解消されない

例えば、①ドクターヘリはこれまでと同様利用可能

②大規模災害も府県の相互応援態勢で対応可能

奈良県としては、

○これまでどおり、他府県と連携・協力する

○関西広域連合とも連携する(例：防災計画)

⇒ これらの対応により、「関西広域連合」に加入しなくても大丈夫

6. 「関西広域連合」に関する 奈良県の考え方

(4) 奈良県の基本的な姿勢

- ・自立する県になるのか、依存する県で良いのか、方針・方向が問われている。
- ・奈良県は立派に自立する能力がある。
- ・自立する能力に目覚め、気づき、努力することで、奈良県は、奈良県らしい、いい県になる。

・広域行政調査特別委員会の検討結果を踏まえ、関西広域連合への参加については慎重に判断。